

1. 目的

本運用基準は、設計図書に基づき算出した最低限必要とされる価格に基づき最低制限価格を設定することで、発注者として、ダンピングを防止し、測量・設計等業務の適正な履行の確保に努めるものとする。

2. 対象

本運用基準は、志摩市が発注する競争入札に付す予定価格が50万円を超える建設工事に係る測量・設計等業務を対象とする。

3. 算出方法

下記の考え方により算定される『測量・設計等業務に伴い最低限必要な費用（入札書比較価格）＝P』を最低制限価格（入札書比較価格）とする。

ただし、下記の考え方により算定された金額が予定価格（入札書比較価格）の7.5/10を下回る時は7.5/10とする。最低制限価格（入札書比較価格）算出の際の端数処理については、万円未満を切り捨てるものとするが、その額が予定価格（入札書比較価格）の7.5/10を下回る場合は、7.5/10以上となるように万円未満を切り上げるものとする。

なお、最低制限価格（入札書比較価格）算定に用いる各係数については、下記の計算式に用いる数値を目安としつつ、業務の難易度、危険性、規模、地域性、物価の変動等を踏まえ設定することができる。また、以下に示す区分ごとの算定根拠により難しい場合は、個々の設計金額を考慮しつつ予定価格（入札書比較価格）の7.5/10以上の範囲で最低制限価格（入札書比較価格）を適宜設定するものとする。

※本運用基準で示す『（入札書比較価格）』とは、測量・設計等業務に伴い最低限必要な費用、最低制限価格及び予定価格それぞれから消費税及び地方消費税相当額を除いたものである。

$$\text{測量・設計等業務に伴い最低限必要な費用（入札書比較価格）} = P$$

【区 分】

①測量業務（権利調査を含む）

$$P = \text{直接測量費} + \text{諸経費} \times 0.6$$

※諸経費＝間接測量費＋一般管理費等

②設計業務・用地調査等業務

1 【積算に技術経費の項目を計上しない場合】

$$P = \text{直接原価} + \text{その他原価} + \text{一般管理費等} \times 0.5$$

2 【積算に技術経費の項目を計上する場合】

$$P = \text{直接業務費} + \text{諸経費} \times 0.6 + \text{技術経費}$$

※諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

3 建築設計・監理業務

$$P = \text{直接人件費} + \text{諸経費} \times 0.6 + \text{技術料等経費}$$

※諸経費＝直接経費＋間接経費

特別経費を計上する場合は、直接人件費に含むものとする。

③地質調査業務

$$P = \text{純調査費} + \text{諸経費} \times 0.5 + \text{解析等調査業務費} \times 0.8$$

※純調査費＝直接調査費＋間接調査費

諸経費＝業務管理費＋一般管理費等

注）複数の諸経費体系で構成された業務を発注する場合は、各々の業務の諸経費体系毎に万円未満で端数処理を行った最低限必要な費用を合算した金額を最低制限価格（入札書比較価格）とする。なお、ここでいう諸経費体系で構成された業務とは、上記①、②、③の業務が合算された業務のことであり、②の中で併記された設計業務・用地調査等業務は、同一諸経費体系とみなす。また、3.の予定価格の7.5/10以上の範囲で行う端数処理は、最低限必要な費用を合算した後に行うこととする。

この運用基準は平成22年6月1日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。

この運用基準は平成23年11月1日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。

この運用基準は平成 24 年 12 月 1 日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。
この運用基準は平成 28 年 6 月 1 日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。
この運用基準は平成 29 年 6 月 1 日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。
この運用基準は平成 30 年 6 月 1 日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。
この運用基準は令和 3 年 6 月 1 日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。
この運用基準は令和 4 年 6 月 1 日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。
この運用基準は令和 5 年 6 月 1 日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。
この運用基準は令和 6 年 6 月 1 日以降に入札公告、指名通知の対象となる工事から適用する。